

## 最近の農薬環境行政について

### 1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

- 水産動植物の被害防止に係る新たな農薬登録保留基準は、平成17年4月に施行（別添1）。
- 平成18年度には、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を2回（4月及び12月）開催し、個別農薬毎の基準値案をご審議頂き、現在までに1農薬について基準値を設定（別添2）。

### 2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に向けた取組

- 水質汚濁に係る新たな農薬登録保留基準は、平成18年8月3日に施行され、同日以降に申請された農薬から適用（別添3）。
- 今後、農薬小委員会で新たな基準に基づく個別農薬毎の基準値案をご審議頂く予定。

### 3. その他の取組

#### （1）農薬使用に係るリスク削減に向けた取組

- 平成17年に自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査を行った結果、一部の地方公共団体においては、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例等が見受けられたところ（別添4）。
- このような状況を踏まえ、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を1月31日付で発出（別添5）。
- 今後、農薬の曝露実態等を把握した上で適切なリスク評価・管理手法の開発を行う予定（別添6）。

#### （2）ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成17年度水質調査結果について

- 標記調査結果について平成18年11月2日に公表（別添7）。
- 833カ所のゴルフ場を対象に延べ35,687検体について調査した結果、指針値を超えた事例なし。

#### （3）陸域生態影響評価手法の開発に向けた取組

- 平成15年度より「農薬による陸域生態影響評価技術開発調査」として、欧米諸国での規制状況やリスク評価手法、試験圃場での農薬散布による生物相変化等の調査に取組んでいるところ。

## 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の改正概要

(別添1)

第2次環境基本計画を踏まえ、持続可能な社会の構築を実現する上で、従来の対応に加え農薬の環境リスクの評価・管理制度の中に生態系の保全を視野に入れた取組を強化することが重要。

従前

登録保留基準  
コイの半数致死濃度(48時間)  
が0.1ppm以下で、かつ毒性の消失  
日数が7日以上の場合(水田にお  
いて使用するものに限る)

課題

- 試験生物はコイのみのため生態系保全の視点が不十分
- 毒性評価のみで環境中での曝露量が考慮されていないためリスク評価として不十分
- 畑地等で使用される農薬が適用外であるため農薬全体としてのリスク管理が不十分等

改正後

- 生態系保全の観点から、魚類のみならず藻類、甲殻類を評価対象に追加
- 毒性評価のみならず、曝露評価を追加(環境中予測濃度(PEC)と急性影響濃度(AEC)とを比較することによりリスクを評価)

- 畑地等で使用される農薬についても適用

登録保留基準  
リスク評価の結果、PECがAECを上回る場合には登録保留

期待される効果

農薬による環境リスクの低減

かねがえのない生態系の保全

○環境省告示第四四三号  
昭和四十六年二月農林省告示第三百四十六号(農業取締法第二条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準を次のように定め。

平成十八年十一月四日

水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号(農業取締法第二条第一項の規定により定められた同条第

一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件。以下「告示」という。第三号の環境大臣が定める基準は、次の表の農業の成分の欄に掲げる農業の成分の水産動植物被害予測濃度(告示第三号に規定する水産動植物被害予測濃度をいう。)が、同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

農業の成 分	基 準 値
3-(4-クロロ-5-シクロヘンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオノ(別名ペントキサン)	0.79mg/l

○近畿地方整備局告示第百六十八号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年十一月四日から一週間一般の縦覧に供する。

道路の種類 一般国道  
路線名 二一四号  
道路の区域  
(一) 橋本市高野口町大野字下島田一前 A 九・〇〇一 一七・三〇一  
八二番四から九の川市打田字小後 B A 九・〇〇一 一七・八〇一  
五八五番二まで  
(二) 橋本市高野口町大野字下島田一前 A 九・〇〇一 一七・三〇一  
八二番四から九の川市打田字小後 B A 九・〇〇一 一七・八〇一  
五八五番二まで

四 図面統覽場所 近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所  
議案送付

衆議院  
議案送付  
議案通知  
十一月三十日衆議院から次の本院議員提出案を否決した旨  
参議院に通知した。官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会  
名提出)

質問書提出  
十一月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
入札談合等の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会  
衆法第七号)

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
建築士法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会  
衆法第七号)

大東亜戦争の定義に関する質問主意書(鈴木宗男提出)  
男提出  
賃金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百  
六十四回国会内閣提出、本院継続審査)  
六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

## 参議院

議事日程

十一月一日の議事日程は次のとおり。

平成十八年十二月一日(金曜日)

午前十時開議

第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙  
期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第七号)審査報告書

(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

## 議案提出

十一月三十日衆議院から次の議案が提出された。  
入札談合等の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会衆第七号)

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
建業士法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
建業士法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第九号)

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第九号)

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第九号)

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

議案受領  
十一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

## 質問主意書提出

十一月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

日本とエルサルバドルの両国関係に関する再質問主意書(喜納昌吉提出)(第一一七号)

報告書提出  
十一月三十日委員長から次の報告書を提出し

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会閣法第七号)審査報告書

## 人事異動

### 会計検査院

(第三局上席調査官(航空担当))  
会計検査院事務官 佐藤 義雄

第一局司法検査課長に配置換する  
(第一局司法検査課長) 同 浅尾 裕

(第四局農林水産検査第一課農業  
林水産統括検査室長) 同 加藤 政久

第三局上席調査官(航空担当)に昇任させる  
(第一局上席調査官) 同 浅尾 裕

第五局経済産業検査課長に配置換する  
(第五局上席調査官(特別検査担当)付専門調査官) 同 山口 亨

(第五局上席調査官(特別検査担当)付専門調査官) 同 山口 亨

事務総長官房法規課会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長に配置換する  
(第五局郵政検査課専門調査官) 同 山口 亨

事務総長官房上席企画調査官付企画官に配置換する  
(第三局国土交通検査第一課課長) 同 清水 良

第二局上席調査官(年金担当)付専門調査官に昇任させる  
(第二局上席調査官(年金担当)) 同 関根 武嗣

第二局上席調査官(年金担当)付専門調査官に昇任させる  
(第二局上席調査官(年金担当)) 同 関根 武嗣

第三局国土交通検査第一課課長に配置換する  
(第三局国土交通検査第一課課長) 同 仲村 秀光

## 質問主意書

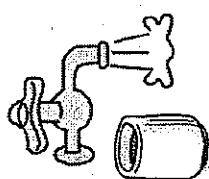
十一月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

## 水質汚濁に係る答辯保留見直しの改訂概要

第二次環境基本計画を踏まえ、持続可能な社会の構築を実現する上で、従来の対応に加え農薬の環境リスクの評価・管理制度の中に、生物濃縮性の観点を取り入れ、人の健康保護の取組を強化することが重要。

### 旧基準

水田用農薬のみを考慮した評価  
飲料水経由のみを比較



基準値と水田水中濃度を比較

課題

- ・ 畑地等で使用される農薬が適用外であるため農薬全體としてのリスク管理が不十分
- ・ 飲料水経由の影響のみを考慮してきており、生物濃縮性の観点が無いため、リスク評価として不十分

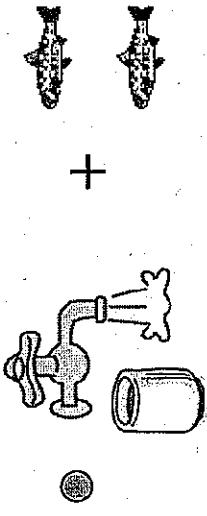
### 改正

昭和46年3月農林水産省告示346号（農業取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）（平成17年8月3日改正、平成18年8月3日施行）

### 新基準

水田用農薬 + 畑地用農薬

水田用農薬に加え、畑地等で使用される農薬についても対象



【生物濃縮係数が5000を超える場合】  
飲料水に加え、魚介類からの摂取を考慮

基準値と公共用水域での予測濃度  
(水濁PEC)を比較

### 農薬による 環境リスクの低減

## 人の健康の保護

(別添4)

(お知らせ)

## 「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」の結果について

平成19年1月31日(水)  
環境省水・大気環境局  
土壤環境課農薬環境管理室  
代表 03(3581)3351  
直通 03(5521)8323  
室長 鈴木 伸男(6640)  
室長補佐 小出 純(6641)  
係長 山口 吉久(6643)  
担当 松倉 裕二(6642)

環境省では農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立するため、平成17年度より「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を行っています。その一環として、平成17年度に地方公共団体の御協力を得て実施した街路樹、公園等での防除実態の把握を目的とするアンケート調査の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

その結果、多くの自治体で、適切な病害虫防除及び農薬使用がなされている実態が明らかとなる一方、一部の地方公共団体においては、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例が見受けられたところです。

このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を本日付けで発出しました。

### I. 調査目的

農薬は街路樹や公園緑地の花木類等の管理のために市街地においても使用されています。また、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しています。飛散した農薬を第三者（農薬使用者ではない周辺住民）が吸入等した場合、健康に悪影響を及ぼすことがあることから、農薬の飛散リスクを評価し、管理する必要性が高まっています。このため、環境省では、平成17年度より「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を行うこととしました。

平成17年度においては、今後の検討に必要な街路樹、公園等での防除実態の把握を目的として関係地方公共団体に対するアンケート調査を実施しました。

## II. 結果の概要等

### 1. 調査方法

調査は人口 10 万人以上の 268 自治体（市及び特別区）に環境省農薬環境管理室から調査票を送付し、計 226 の自治体（部署として 421 部署）から回答を得ました。アンケートの回収率は 84.3%でした。

多くの自治体では、街路樹・公園緑地等の対象ごとに管理部署が異なるため、回答は部署別に寄せられたものが多く、このため、自治体別、部署別の両方で集計しました。

### 2. 結果の概要

今回のアンケート調査の主な結果は以下のとおりです（より詳細な調査結果は、調査結果本体を御覧下さい）。

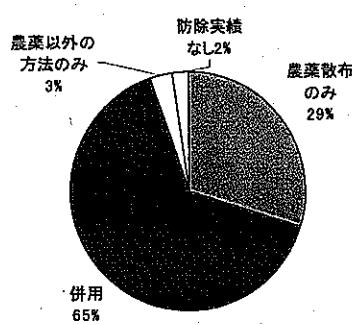
#### （1）病害虫・雑草防除のための農薬散布の有無等について

病害虫・雑草防除のための農薬散布の有無及び農薬散布以外の方法による防除の有無を尋ねたところ、農薬散布を行っているとの回答が自治体別で 95%、部署別で 86%と多くの自治体・部署で農薬散布が行われていました。これに農薬散布以外の方法による防除の有無についての回答を合わせた結果でみれば、農薬散布のみとの回答が自治体別で 29%、部署別で 38%であったのに対し、併用しているとの回答が自治体別で 65%、部署別で 48%と農薬散布のみに頼らない防除を行っている自治体、部署の方が多い結果となりました。

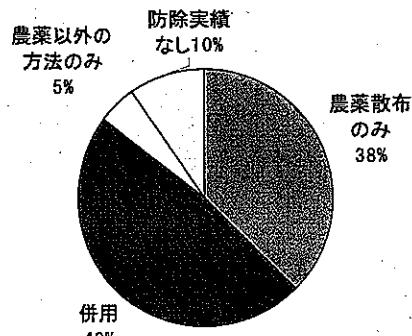
なお、農薬散布以外の防除方法の主なものとしては、病害虫被害枝葉の剪定、人力あるいは機械による除草及びマルチによる除草などの回答がみられました。

自治体単位の集計			部署単位の集計		
◎農薬を使用している			◎農薬を使用している		
・農薬散布のみ	66		・農薬散布のみ	158	
・農薬散布及び農薬散布以外	148		・農薬散布及び農薬散布以外	202	
(小計)	(214)		(小計)	(360)	
◎農薬を使用していない			◎農薬を使用していない		
・農薬散布以外	7		・農薬散布以外	21	
・防除実績なし	5		・防除実績なし	40	
計	226		計	421	

農薬使用実態(自治体単位)



農薬使用実態(部署単位)



以後の質問については、農薬を散布している 214 自治体（360 部署）についてまとめています。

## （2）農薬散布の対象について

農薬散布を行っているとの回答があった部署に対し、散布対象について尋ねた結果を①街路樹主体、②公園緑地主体、③街路樹・公園緑地両方、④その他、⑤全てを対象の 5 グループに分類したところ、それぞれの部署数は、下表のようになりました。

なお、その他としては、具体的には市役所構内/周辺地、小・中学校、文化センター等との回答がみられました。

（農薬の散布対象について）

散布対象	部署数
街路樹主体部署	73
公園緑地主体部署	77
街路樹・公園緑地両方	113
その他	51
全てを対象としている	43
無回答	3
計	360